

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年1月9日（令和6年（行個）諮問第1号及び同第2号）

答申日：令和7年4月25日（令和7年度（行個）答申第1号及び同第2号）

事件名：本人が特定職業安定所に提出した雇用保険被保険者離職票の一部開示決定に関する件

本人に係る離職票補正依頼（特定日）及びメモの一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された各保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年8月29日付け5北労個開第109号（1）及び同第109号（2）により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する各審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示部分は、ハローワークが相手方会社から聴取した聞き取り内容に該当する。その内容は、審査請求人の就業環境を著しく害し、セクハラ的事实があったこと、不当解雇があったことを内容とするものである。現在、審査請求人と相手方会社は各々弁護士を就けて示談交渉中である。相手方会社は、セクハラ及びパワハラ、解雇した事実の一切を否定している状態である。

この点、審査請求人の権利保障をするためには、相手方会社が上記聴取内容を明らかにする必要がある。審査請求人の権利は、いきなり解雇されたことによる生活的保障や人間的尊厳に直結するものであり、開示することの利益が不開示とすることによる利益より優越する場合に当たる。したがって、法80条に基づき、全部を開示するよう求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年8月1日付け（同月9日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、「審査請求人が勤務先である特定会社に令和5年特定月日Aに解雇を告げられた件で、特定公共職業安定所が審査請求人と同会社への聞き取りや特定公共職業安定所内部での結果を取りまとめた文書及び添付書類一切。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、本件対象保有個人情報について、令和5年8月29日付け5北労個開第109号（1）及び同第109号（2）により、各一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年10月4日付け（同月10日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求に関し、原処分は妥当であるため、棄却するべきである。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、雇用保険制度において求職者給付の支給を受けようとする者が管轄公共職業安定所に提出する書類、及び審査請求人の失業給付支給決定に当たり、離職理由を判定するための資料であつて、別紙に掲げる本件文書に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

##### (2) 不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分には、特定公共職業安定所が特定事業所から聴取した審査請求人の離職理由に関する内容及びその関係者について記載されている。

仮に当該情報が開示されることとなれば、事業所が離職票の発行に関する率直な主張を行いくくなることにより、事業所からの離職票発行に関する正確かつ詳細な情報の収集が阻害され、公共職業安定所から事業所に対する適切な指導が困難となるなど、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、離職者に対して不利益が生じるおそれがある。このため、当該情報については、法78条1項7号柱書きに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

##### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は各審査請求の理由として、「審査請求人の権利は、いきなり解雇されたことによる生活的保障や人間的尊厳に直結するものであり、開示することの利益が開示とすることによる利益より優越する場

合に当たる。」として、法80条に規定する裁量的開示を実施すべき旨を主張するが、開示することの利益と不開示とすることによる利益について、単に前者が優越すると述べるのみであり、両者を比較衡量したものとは認められず、その主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上のことから、本件各審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年1月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 令和7年2月27日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年3月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年4月21日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法78条1項3号ロ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、別表の4欄のとおり不開示理由を法78条1項7号柱書きに変更して不開示を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の6欄に掲げる部分）について

通番2の不開示部分には、離職票補正依頼書であり、特定公共職業安定所と特定事業所との間で行われた離職理由・経緯に係る具体的なやりとり等が記録されている。

このうち、別表の6欄に掲げる部分は、連絡に関する事実関係が記載されているにすぎず、当該部分を開示しても、事業所からの離職票発行に関する正確かつ詳細な情報の収集が阻害されるなど、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) その他の部分について

通番1、通番2（別表の6欄に掲げる部分を除く。）及び通番3の各不開示部分には、本件事案に関して特定公共職業安定所が特定事業所から聴取した内容等が記載されている。

当該部分を開示すると、事業所が離職票の発行に関する率直な主張を行いにくくなることにより、事業所からの離職票発行に関する正確かつ詳細な情報の収集が阻害されるなど、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、法80条に基づく裁量的開示を求めているが、当審査会が上記2(2)において不開示とすることが妥当と判断した部分について、不開示規定の例外として、これを開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回るとする具体的な理由・根拠が示されているとは認められないことから、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項3号ロ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙（本件対象保有個人情報記録されている文書）

1 原処分1

雇用保険被保険者離職票—2

2 原処分2

離職理由の判定経緯（審査会議）記録

離職票補正依頼（令和5年特定月日B）

離職票補正依頼別添資料

離職票補正依頼（令和5年特定月日C）及びメモ

業務取扱要領（抜粋）

別表 不開示情報該当性

諮問 番号	1 文書名	2 頁 数	3 不開示部分	4 法 7 8 条 1 項 各 号 該 当 性	5 通 番	6 3 欄のうち、開示す べき部分
諮問 第 1 号 (原 処分 1)	雇用保険被保 険者離職票一 2	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「※公共職業安 定所記載欄」欄手 書き部分 2 行目か ら 3 行目まで</li> <li>・「※公共職業安 定所記載欄」欄下 手書き部分 2 行目 2 1 文字目から 2 3 文字目まで及び 3 行目 1 文字目か ら 1 9 文字目まで</li> </ul>	7 号柱 書き	1	—
諮問 第 2 号 (原 処分 2)	離職理由の判 定経緯（審査 会議）記録	1	なし	—	—	—
	離職票補正依 頼（令和 5 年 特定月日 B）	2	なし	—	—	—
	離職票補正依 頼別添資料	3	なし	—	—	—

離職票補正依頼（令和5年特定月日C）及びメモ	4	〈「補正回答」欄〉 ・ 1行目 8文字目から10文字目まで ・ 2行目 1文字目から3文字目まで ・ 3行目 8文字目から10文字目まで ・ 4行目 11文字目から30文字目まで ・ 5行目 ・ 6行目 5文字目から30文字目まで ・ 7行目 1文字目から23文字目まで 〈「補正回答」欄下手書き部分〉 ・ 2行目 17文字目から30文字目まで	7号柱書き	2	補正回答欄 ・ 1行目 8文字目から10文字目まで ・ 2行目 1文字目から3文字目まで ・ 3行目 8文字目から10文字目まで
	5	受理印部分以外	7号柱書き	3	—
業務取扱要領（抜粋）	6、7	なし	—	—	—

（注）諮問庁の理由説明書及び補充理由説明書を基に、当審査会事務局にて作成。